

（本号の目次）

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例
2. 7月の主な成立法令一覧
3. 7月の主な発刊書籍一覧（私法）
4. 7月の主な発刊書籍一覧（公法・その他）
5. 発刊書籍＜解説＞7月分

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例

【民法】

- (1) 最一判平成15年10月16日判タ1140号58頁 平成14年（受）846号謝罪広告等請求事件 →法務速報30号4番にて紹介済（最高裁HP）
>
- (2) 最三判平成15年10月21日判タ1140号68頁 平成12年（受）573、574号敷金本訴請求、賃料相当額確認反訴請求事件
→法務速報30号6番にて紹介済（最高裁HP）
>
- (3) 最三判平成15年10月21日判タ1140号75頁 平成12年（受）123号建物賃料改定請求事件
→法務速報30号5番にて紹介済（最高裁HP）
>
- (4) 最一判平成15年10月23日判タ1140号79頁 平成14年（受）852号建物賃料改定等請求本訴、収入保証額確認等請求反訴事件（サブリース賃料減額請求事件）
→法務速報35号5番で紹介済
>
- (5) 最二判平成15年10月31日判時1846号7頁 平成12年（受）第1589号・抵当権設定登記抹消登記手続請求事件
法務速報31号4番で紹介済
→>
- (6) 最二判平成15年11月7日判タ1140号82頁 平成14年（受）458号損害賠償請求事件
→法務速報31号5番にて紹介済（最高裁HP）
>
- (7) 最三判平成15年11月11日判タ1140号86頁 平成14年（受）1257号損害賠償請求事件
→法務速報31号6番にて紹介済（最高裁HP）
>
- (8) 最一判平成15年12月4日判タ1143号233頁 平成13年（受）第1066号 損害賠償請求控訴、仮執行の原状回復等を命ずる裁判の申立、損害賠償請求附帯控訴事件
判例速報32号19番にて紹介済み
>
- (9) 最三判平成15年12月9日判タ1143号243頁 平成14年（受）第218号 保険金請求事件
判例速報32号6番にて紹介済み
>
- (10) 最一判平成15年12月11日（判例時報1846号106頁、判タ1143号253頁、平成12年（受）第485号・保険金請求事件）
法務速報32号7番で紹介済
→>
- (11) 最三判平成15年12月16日判時1846号102頁判タ1143号248頁 平成14年（才）第545号、平成14年（受）第546号、損害賠償請求事件
判例速報33号20番にて紹介済み
>
- (12) 最二判平成16年2月20日金法1710号49頁 平成16年（受）第399号
法務速報35号18番で紹介済
→>
- (13) 最三判平成16年4月20日金法1711号32頁 平成15年（受）第670号
法務速報37号2番で紹介済
→>
- (14) 最三判平成16年6月29日 最高HP平成15年（受）第751号 地代減額確認請求事件
建物の所有を目的とする土地の賃貸借契約において、3年ごとに賃料を消費者物価指数の変動等に従って改定するが、同指数が下降しても賃料を減額しない旨の特約が存する場合であっても、借地借家法11条1項の規定は、強行法規であって、本件特約によってその適用を排除することができないものであるから、賃料増減額請求権の行使は妨げられない。
- (15) 最一判平成16年7月8日 最高HP平成15年（受）第1259号 株主総会決議不存在確認、株主権確認請求事件

約10億円の純資産を有する株式会社の代表取締役等がこのような資産を有する会社であることを知りながら当該会社の全株式を合計2億円で売却することは、特段の事情のない限り、不自然であるといわざるを得ず、本件各売買契約の要素たる売買対象物の価値について錯誤があったことをうかがわせるものであるとして、詐欺による取消し又は錯誤による無効が認められないとした原審の判断に審理不尽の違法があるとされた事例

(16) 最二判平成16年7月9日 最高HP平成16年(オ)第424号、平成16年(受)第425号 債務不存在確認、貸金等請求事件

貸金業の規制等に関する法律18条1項は、貸金業者が、貸付けの契約に基づく債権の全部又は一部について弁済を受けたときは、その都度、直ちに、18条書面をその弁済をした者に交付しなければならない旨を定めているから、17条書面の交付の場合とは異なり、18条書面の交付は弁済の直後にしなければならないところ(最高裁平成16年2月20日第二小法廷判決参照)、弁済受領の7日ないし10日以上後に領収書を交付しても、各弁済の直後に18条書面を交付したものとみることができないとして同法43条1項のみなし弁済を否定した事例。

(17) 最三判平成16年7月13日 最高HP平成14年(受)第1459号 土地明渡請求事件

農地法3条が、農地についての所有権移転、又は使用収益権の設定、移転について制限を設けた趣旨は、同法1条(1条)からみて望ましくない不耕作目的の農地の取得等の権利の移転又は設定を規制し、耕作者の地位の安定と農業生産力の増進を図ろうとするものであるところ、耕作するなどして農地を継続的に占有している者につき、土地の賃借権の時効取得を認めるための要件が満たされた場合に、その者の継続的な占有を保護すべきものとして賃借権の時効取得を認めることは、同法3条による上記規制の趣旨に反しないから、時効による農地の賃借権の取得については、農地法3条の規定の適用はない。

(18) 最一判平成16年7月15日 最高HP平成15年(受)第1793号、1794号 謝罪広告等請求事件

ゴーマニズム宣言シリーズの漫画のカットを他人が無断で著作に採録したという事実を前提として、当該採録が著作権侵害であり、違法であるとの法的な見解の表明は、判決等により裁判所が判断を示すことができる事項に係るものであっても、事実の摘示ではなく意見ないし論評の表明に当たる。したがって、公共の利害に関する事実に係り、かつ、その目的が専ら公益を図ることにあった場合に、上記意見ないし論評の前提としている事実が重要な部分について真実であることの証明があったときには、人身攻撃に及ぶなど意見ないし論評としての域を逸脱したものでない限り、違法性を欠き、仮に上記証明がないときにも、行為者において上記事実の重要な部分を真実と信ずるについて相当な理由があれば、その故意又は過失は否定される(最高裁昭和60年(オ)第1274号平成元年12月21日第一小法廷判決・民集43巻12号2252頁、前掲最高裁平成9年9月9日第三小法廷判決参照)。

(19) 大阪高判平成16年2月6日金法1711号35頁 平成15年(ネ)第2037号

売掛債権の債権譲渡を受けた銀行が、銀行としての高度な専門的知識経験及び調査能力に照らして要求される最低限度の注意を払い、譲渡禁止特約の有無という債権譲渡担保を行う際の基本的かつ初歩的な事項について正しく理解をすれば、これを確認調査することが容易であるのに、その正しい理解を欠いたため、必要な確認調査を怠り、債権譲渡の際譲渡禁止特約の存在を知らなかったときは、悪意と同視し得る重大な過失がある。

(20) 名古屋高判平成16年3月23日 HP 平成15年(ネ)第270号 離婚本訴、同反訴請求控訴事件

1 準拠法をブラジル民法とする離婚訴訟において、原審口頭弁論終結日の翌日に改正されたブラジル民法によれば当事者の離婚が認められるとした事例。

2 控訴審口頭弁論終結日時点においてオーバーステイ状態にあり就労出来ない控訴人について、離婚成立後の永住資格者との再婚の予定、ひいては在留資格の回復とそれに伴う就労可能性等を指摘して、親権者としての適格性を肯定した。

(21) 広島高判平成16年3月30日 HP 平成14年(ネ)第408号 土地建物賃借権確認等、土地建物明渡等反訴、各請求控訴事件

1 [1]土地建物の使用権の種類・対象、[2]使用者の所有者に対する貸金及び立替金の有無及び額、[3]両当事者からの時期を異にする相殺の意思表示の有効性及びその具体的処理、[4]土地建物明渡しまでの賃料相当損害金の算出方法、その他の多岐にわたる争点が互いに絡まり合っている事案の事例判断である。

2 [4]について、当該明渡し請求にかかる土地建物が、建築後長期間を経過して今後の有効活用が見込まれず、建物床面積に比して敷地面積が広大であって、かつ所在位置や周辺の状況から土地としての効率的利用が見込まれるような場合には、従前の低廉な家賃相当額を基準とすることなく、敷地部分にかかる通常の地代相当額をもって損害金と認定することができることとされた。

(22) 広島高判平成16年4月28日 HP 平成15年(ネ)第463号 敷金返還請求控訴事件

敷金不返還特約及び解約申入れを排除する特約について、賃貸人の投下資本の回収を確実にするための規定であることから、当初の契約期間である10年以降の法定更新後も適用を認めることが当事者の意思であったとは認められない等として、法定更新後の適用を排除した事例。

(23) 高松高判平成16年7月16日 HP 平成15年(ネ)第497号 認知請求控訴事件

1 人工授精の方法による懐胎の場合において、認知請求が認められるためには、認知を認めることを不当とする特段の事情が存しない限り、子と事実上の父との間に自然血縁的な親子関係が存在することに加えて、事実上の父の当該懐胎についての同意が存することという要件を充足することが必要であり、且つ、それと十分であるとした上、父が、その死後の保存精子を利用した懐胎について同意していたと認定して、認知請求を認容した。

2 死後に懐胎された子については代襲相続権が発生しないとする被控訴人の主張を退け、代襲相続権の発生を上記解釈の実益として挙げている。

(24) 東京高判平成15年9月18日判時1846号27頁 平成15年(ツ)第56号・貸金請求事件

被告の父に対して貸金債権を有し、それについて確定判決を有するAが、被告の父が死亡した後、同債権を原告に譲渡したケースにおいて、原告が被告に対し、貸金の支払いを求めた事例。被告は、突然、Aから、内容証明郵便で、Aが有していた貸金の残金および遅延損害金請求権を原告に譲渡したのでこれを原告に支払うよう求められ、その約9ヵ月後に相続放棄の申述が受理された。本件では、民法915条1項の熟慮期間の始期が争われた。

本判決は、被告がそれまで全く交渉がなく、面識のないAおよび原告から、突然に内容証明郵便が配達されてきたものであり、かつ、それら内容証明郵便には、債権の存在を証明する資料が何も添付されていなかったことからすれば、被告において、貸金債務の存在を疑い、あるいは、消滅時効が完成することによって貸金債務が消滅すべきものであると考えたとしても不合理とはいえないから、右配達時から熟慮期間が進行するとはいえない旨判示した。

(25) 東京高判平成15年10月30日判時1846号20頁 平成14年(ネ)第5200号・損害賠償請求事件

一人暮らしの78歳の女性が、交通事故により、神経系統の機能又は精神に著しい障害を残すなどの後遺障害(自賠責併合2級該当)が残ったケースにおいて、自分の一人暮らしの生活を維持するための家事労働に従事することができなかつた場合にも、それによる損害を休業損害として評価するのが相当であるとして、貸金センサス女子労働者、学歴計、満65歳以上の平均賃金を基礎収入として、休業損害と逸失利益を認めた事例。

(26) 東京高判平成15年10月30日判時1854号44頁 平成14年(ネ)第6563号・寄付行為不存在等確認請求訴訟事件

市道の敷地とされた土地につき、その所有名義人が市に対し所有権の確認、明渡等を求めた事案につき、所有名義人から国に対する寄付は認められないものの、道路として開設・分筆登記がされた以後国の機関ないし占有代理人として市が同土地を占有管理したことにより同土地について国の取得時効が成立し、市が国の取得時効の援用権を行使することができることとされた事例。

(27) 仙台高判平成15年12月24日判時1854号48頁 平成15年(ネ)第215号・第三者異議控訴事件

債権者が債務者の亡父名義のままになっていた不動産につき強制競売の申立をし、同開始決定がなされたことに対し、公正証書遺言により遺贈を受けた者が第三者異議を申し立てた事案であるが、遺言執行者が遺言執行に必要とされる合理的期間を超えて任務を懈怠し、又は任務遂行が困難な心身の状態にある等の場合には、遺言執行者の指定を受けた者が具体的に就職拒絶の意思表示をしていなくても、法的にはこれを拒絶したものと視し、民法1013条の適用は排除されたとし、遺言公正証書により遺贈を受けた者は、同公正証書により遺言執行者として指定された者が4年数ヶ月にわたりその活動を行うことがなかつたことから、民法177条により不動産の登記を経由していない以上、同不動産の差押に対抗できないとされた事例。

(28) 東京地判平成15年3月20日判時1846号62頁 平成13年(ワ)第27744号・損害賠償請求事件

生後3ヶ月の乳児が手術後医師によって用手人工呼吸を受けた際、医師が気管切開チューブに呼吸回路機器を組み合わせて使用したところ、回路の閉塞によって乳児が換気不全等に陥り、後に死亡したケースにおいて、個々の医療器具そのものには設計上の欠陥はないが、医療の現場においては、それぞれ他社製の医療器具と組み合わせて使用されていたのが実態であるから、組合せ使用時の回路閉塞の危険を告知する指示・警告を発する等の措置を採らない限り、指示・警告上の欠陥があったというべきであると判示し、製造業者の製造物責任が肯定された事例。

(29) 東京地判平成15年4月9日判時1846号76頁 平成13年(ワ)第25738号・損害賠償請求事件

法務速報3 1号13番で紹介済
→

(30) 名古屋地判平成15年6月25日判時1852号90頁 平成10年(ワ)第4037号・産業廃棄物処理施設建設差止請求事件

産業廃棄物処理業者である被告が知事の許可を得てA村において廃棄物焼却炉の建設に着工したところ、A村に居住する原告らが本件焼却炉の建設差止めを求めたケースにおいて、本件焼却炉はその性能自体に問題がなくはないこと、被告に本件焼却炉を適切に維持管理しうる能力及び適格性があるものと認めることはできないことなどから、本件焼却炉が建設され被告によって稼働されればダイオキシン類を始めとする有害物質が排出抑制基準を超えて多量に排出される可能性が高いものと認めるのが相当であるとして、人格権に基づき本件焼却炉の建設の差止めを認めた事例。

(31) 大阪地判平成15年9月19日判タ1143号276頁、平成14年(ワ)第9615号 学納金返還請求事件 請求棄却・控訴

1 大学を設置運営する学校法人(学校法人関西医科大学)は、大学への入学を辞退した者に対して、既に納付された入学金を不当利得として返還すべき義務を負わないとされた事例。

2 大学を設置運営する学校法人が、大学への入学を辞退した者に対して、既に納付された授業料等を返還しない旨の特約が民法90条に違反しないとされた事例。

(32) 東京地判平成15年10月23日判時1846号29頁 平成14年(ワ)第20642号・第23679号・同15年(ワ)第1738号・不当利得返還請求事件

大学入試に合格した者が、入学金、授業料等の入学時納付金を支払った後、入学を辞退した場合において、これら入学時納付金の返還を求めたケースにおいて、入学金は、入学者の確定事務手続、受入準備作業の費用に当てられ、入学予定者の在学契約上の地位の取得についての対価とみることができるとして、大学側においてその対価として取得することにつき法律上の原因があり、入学辞退者は入学金の返還を請求することができない旨判示する一方で、授業料等は、大学が提供する人的・物的教育施設の利用及び教育的役務の教授に対する対価あるいは立替的な性格を有することが明確であるとした上、大学在学契約の予約は消費者契約に該当し、授業料等を返還しない合意は損害賠償予定条項に該当するとして、入学金を除くその余の金額が平均的損害を超えているから、本件不返還合意のうち右金員に係る部分は無効であると判断し、入学辞退者の授業料等の返還請求を認容した事例。

(33) 東京地判平成15年12月5日金法1711号43頁 平成15年(ワ)第20144号

X会社(委託者)がY会社(受託者)との間で商品製造委託契約を締結し、同契約には、Y会社が契約上の地位又は契約上の権利及び義務を第三者に譲渡すること等を禁止する譲渡禁止特約があったところ、その後、民事再生手続開始決定を受けたY会社が第三者に営業譲渡をしたとしても、民事再生手続の中で行われる営業譲渡は事業の再生を図る正当な目的で、かつ裁判所の許可など公正な手続の下で行われるものであり営業譲渡契約の内容も適正といえ、X会社にとっても、むしろ、営業譲渡によって契約相手方に関するリスクは減少し、事業継続にかかるX会社の期待ないし利益もより保護されるから、本件営業譲渡が譲渡禁止特約の趣旨に反することもないので、X会社は、譲渡禁止特約違反を理由に契約解除をすることはできない。

(34) 名古屋地判平成15年12月26日判時1854号63頁 平成7年(ワ)第4179号、同8年(ワ)第1423号・中華航空エアバス式B1816機事故損害賠償請求事件

中華航空の運航するエアバス社製造の旅客機が、空港に着陸のため降下中に墜落した事故につき、被害者等からの中華航空に対する損害賠償請求は、中華航空機の操縦に賠償の制限が適用されない改正ワルソ一条約上の重過失があるとして、その制限を超えた請求を認容したが、航空機を製造したエアバス社に対する請求は、事故機は不合理な設計であることまではいえず、通常有すべき安全性に欠けるものとははいえないとして、請求を棄却した事例。

【商事法】

(35) 最一判平成16年7月1日 最高HP平成15年(受)第1104号 会計帳簿閲覧謄写、株主総会議事録等閲覧謄写、社員総会議事録等閲覧謄写請求事件

1 商法293条ノ6の規定に基づく会計帳簿等の閲覧謄写請求において、当該請求の理由を基礎付ける事実が客観的に存在することについては立証を要しない。

2 株式の譲渡制限のある株式会社において、株主が、株式を譲渡して対価を得ようとする場合には、会社との関係で商法所定の手続を執ることが要求され、会社が指定した者との間での売買価格についての協議を行うこと等も定められているところ、株主がこれに適切に対処するためには、株式の適正価格の算定に必要な当該会社の資産状態等を示す会計帳簿等の閲覧等が不可欠であるから、株式を譲渡しようとする株主が、株式の適正な価格を算定する目的でした会計帳簿等の閲覧謄写請求は、特段の事情が存しない限り、商法293条ノ7第1号所定の拒絶事由に当たらない

(36) 名古屋高判平成14年4月26日判タ1140号233頁 平成13年(ネ)211、474号保険金請求権確認請求控訴、訴訟手続承継参加事件

一審被告会社が本件各生命保険会社から受領する保険金について、当該従業員又はその遺族が、信義則及び団体定期保険契約の性質を根拠として、一審被告会社に対して具体的な請求権を有するとは認められない。

(37) 東京高判平成16年2月25日金法1712号69頁 平成15年(ネ)第2135号

約束手形の振出後支払期日までの間に振出人が会社更生法上の弁済禁止の保全処分の発令を受けていたにもかかわらず、手形金の取立てに応じて銀行が支払をした場合、銀行は、弁済禁止の保全処分が発令されていたことを知りながら手形金の支払を受けた手形所持人に対し、手形金相当額の不当利得返還請求をすることができる。

(38) 広島高判平成16年4月14日 HP 平成15年(ネ)第370号 不当利得等返還請求控訴事件

破産宣告前に破産会社が手形割引のため預託していた約束手形を、破産宣告後に銀行が取引約定に基づき取り立て、破産会社に対する債権に充当した事案で、商事留置権の成立を認めた上、銀行が約束手形受領当時破産会社に破産宣告を申し立てる動きがあることを知らなかった等の事情から、商事留置権の濫用であるとの主張等が排斥された事例。

【知財】

(39) 東京地判平成15年11月26日判時1846号83頁 平成13年(ワ)第20929号・実用新案報酬金請求事件
職務考案に当たる考案につき、従業員が実用新案登録を受ける権利を使用者である会社に譲渡したが、使用者が当該実用新案権を自ら実施するのみで第三者に実施させていなかったケースにおいて、考案を独占的に実施する権利を有することによって受ける利益の額は、使用者が第三者に対し、本件考案の実施を許諾したと仮定した場合に得ることができる実施料相当額を基準として算定するのが相当であると見、第三者が本件考案を実施したと仮定した場合の売上額を使用者の平均売上額とほぼ同額であると推定できるとして、相当対価額の算定を行った事例。

(40) 東京地判平成16年1月30日判時1852号36頁 平成13年(ワ)第17772号・特許権持分確認等請求事件
法務速報34号14番で紹介済

→

(41) 大阪地判平成16年5月13日裁判所HP 平成15(ワ)2552 著作権 民事訴訟事件

パーソナルコンピュータ用のフロントプログラムの著作権を有する原告が、当該フロントプログラムの海賊版をパーソナルコンピュータにインストールして販売した被告会社に対して損害賠償を求めた事案につき、被告会社が販売したパーソナルコンピュータは合計1272台に上るとき、このように台数自体が極めて多数に上り、販売先である顧客の数も相当に多数に上るという事情に照らせば、被告会社がこのうち何台のパーソナルコンピュータのハードディスクに本件フロントプログラムの海賊版をインストールしたか、またその際に何書体分をインストールしたかを厳密に立証することは事実上不可能であるというべきであり、したがって、被告が本件フロントプログラムの海賊版をインストールしたハードディスクの台数及び書体数の認定に当たっては、合理的な推計によらざるを得ず、上記台数及び書体数は被告らの著作権侵害行為によって原告が被った損害額を立証するために必要な事実というべきであるから、裁判所は口頭弁論の全趣旨及び証拠調べの結果に基づき相当な損害額を認定することができるものである(著作権法114条の5参照)として、裁判所自らが損害額を積極的に認定した事案。

(42) 東京地判平成16年7月2日裁判所HP 平成15(ワ)27434 不正競争 民事訴訟事件

ファッション雑誌「VOGUE」を発刊している原告が、名称を「ラ ヴォーグ南青山」とするマンションを販売した被告に対して不正競争防止法による損害賠償を求めた事案につき、原告の業務に係る商品はファッション雑誌であり、被告の対象商品はマンションであるが、「VOGUE」誌が高級なブランドイメージや都会的なファッションセンスのイメージを前面に押し出していること、近年デザイナーズマンションという高級で都会的でファッション性のあるマンションがもてはやされていること、被告が本件マンションをデザイナーズマンションと銘打ち、その高級感やファッション性を売り物にしていたこと等からすれば、両者の商品の間には関連性が認められ、需要者についても共通する場面があるというべきであり、そして、原告標章が我が国においては一般的に使用される語ではないこと、原告標章が長年において使用されて周知性が極めて高いこと等も総合的に考慮すれば、被告の行為は不正競争防止法2条1項1号における「混同」を生ぜしめる行為に該当するとして損害賠償請求を認めた事案。

【民事手続】

(43) 最三判平成16年7月6日 最高HP平成15年(受)第1153号 相続権不存在確認請求事件

共同相続人間における相続人の地位不存在確認の訴えは、当該他の共同相続人に相続欠格事由があるか否か等を審理判断し、遺産分割前の共有関係にある当該遺産につきその者が相続人の地位を有するか否かを既判力をもって確定することにより、遺産分割審判の手続等における上記の点に関する紛議の発

生を防止し、共同相続人間の紛争解決に資することを目的とするものであるから、このような上記訴えの趣旨、目的にかんがみると、共同相続人全員が当事者として関与し、その間で合一にのみ確定することを要するいわゆる固有必要的共同訴訟と解するのが相当である。

【公法】

(44) 最三判平成15年11月11日判タ 1 1 4 3 号 2 2 9 頁 平成10年(行ツ)第167号 公文書非公開決定取消請求事件

判例速報31号35番にて紹介済み

>

(45) 最三判平成15年11月11日判タ1140号94頁 平成10年(行ヒ)54号公文書非公開決定処分取消請求事件

→法務速報31号36番にて紹介済(最高裁HP)

>

(46) 最三判平成15年11月11日判タ 1 1 4 3 号 2 1 4 頁 平成11年(行ヒ)第12号 公文書非開示決定処分取消請求事件

判例速報31号37番にて紹介済み

>

(47) 最二判平成15年11月21日判タ 1 1 4 3 号 2 0 7 頁 平成11年(行ヒ)第145号 公文書開示拒否処分取消請求事件

判例速報32号14番にて紹介済み

>

(48) 最一判平成15年12月4日判タ 1 1 4 3 号 1 9 7 頁 平成5年(行ツ)第50号 事業認定処分取消、特定公共事業認定処分取消請求事件

法務速報32号17番にて紹介済み

>

(49) 最一判平成15年12月18日判タ 1 1 4 3 号 2 0 1 頁、平成12年(行ヒ)第16号 公文書非公開処分取消請求事件

判例速報33号24番にて紹介済み

>

(50) 最三判平成16年2月24日判時1854号41頁 平成11年(行ツ)第251号、同(行ヒ)第194号・食糧費情報公開請求事件

→法務速報35号40番で紹介済み。

(51) 最三判平成16年3月16日判時1854号25頁 平成11年(行ツ)第38号・保護変更決定処分取消、損害賠償請求事件

法務速報35号43番で紹介済

→

(52) 最一判平成16年6月24日 最高HP平成11年(行ヒ)第44号 源泉所得税納税告知処分取消等請求事件
所得税法(昭和62年法律第96号による改正前の5条4項)は、日本国内において業務を行う者から受ける工業所有権その他の技術に関する権利、特別の技術による生産方式若しくはこれらに準ずるものの使用料で当該業務に係るものを国内源泉所得とし(161条7号イ)、外国法人がその支払を受けるときは、同法により所得税を納める義務がある旨規定しているところ、米国内に製品を輸出していた内国法人と米国における同種製品の製造技術につき特許権を有する外国法人との間で締結された和解契約に基づき、内国法人から外国法人に支払われた金員につき、和解契約の目的及び内容から米国特許権の実施料として支払われたものであるとして、所得税法(平成14年法律第15号による改正前のもの)161条7号イ所定の国内源泉所得に当たる使用料ではないとされた事例

(53) 最二判平成16年6月28日 最高HP平成14年(行ツ)第279号 即位儀式への公務参加手当返還、損害賠償等代位請求事件

県知事及び県議会議長が、憲法に日本国及び日本国民統合の象徴であると定められている天皇の即位に祝意を表する目的で、地方公共団体の長あるいは議会の議長の職にある者の社会的儀礼として、三権の長、国務大臣、各地方公共団体の代表等と共に、皇室典範24条の規定する即位の礼のうち伝統的な皇位継承儀式である即位礼正殿の儀に参列した行為及び県議会議長が、同様の目的態様で即位礼に際しての皇室の重要な伝統儀式である大嘗祭の一部を構成する大嘗宮の儀に参列した行為は、いずれもその目的及び効果にかんがみ、憲法20条3項により禁止される宗教的活動には当たらない。

(54) 最三判平成16年6月29日 最高HP平成13年(行ヒ)第9号 東海環状道関連情報非公開処分取消請求事件

岐阜県の住民らが、旧岐阜県情報公開条例(平成6年岐阜県条例第22号。平成12年岐阜県条例第56号による全部改正前のもの。)に基づき、実施機関に対し、東海環状自動車道の計画策定に関する成案前の案に関する公文書の公開請求をしたところ、非公開決定を受けたため、その取消しを求めた事案において、環境影響評価書等が公表され、対象事業につき既に都市計画変更決定がされていたなどの事実関係の下においては、本件公文書を公開することにより、当該事務事業に係る意思形成に支障が生ずる余地はないから、本件公文書は、情報公開条例所定の非公開事由(事務事業の意思形成に著しい支障が生ずると認められる情報が記録された公文書)に当たらないとされた事例

(55) 最一判平成16年7月8日 最高HP平成12年(行ヒ)第149号 国籍確認請求事件

内地人女性と朝鮮人男性との間の嫡出でない子について、国籍法(昭和25年法律第147号)施行日以降に朝鮮人父によって認知された子は、(同法が自己の意思に基づかない身分行為によって日本国籍を失うという法制を採用せず、認知による国籍喪失を定めた旧国籍法23条の規定も廃止したのであるから、)認知によって内地戸籍から除籍されず、平和条約の発効によって、(それまで日本の国内法上で朝鮮人としての法的地位を有していた人は、元来日本人で朝鮮人との身分行為によって朝鮮戸籍に入籍すべき事由の生じた人を含め、朝鮮国籍を取得し、日本国籍を喪失したことになるとしても、)日本国籍を

失わない

(56) 最三判平成16年7月13日 最高HP平成12年(行ヒ)第96号、97号 損害賠償請求事件

市の事業である博覧会の準備及び開催運営を行うことを唯一の目的として設立され、会長(理事)に市長、副会長(理事)に助役、監事に収入役、専務理事及び常務理事には市幹部職員がそれぞれ就任し、事務局も市職員を中心に構成された財団法人から、市長が市を代表して博覧会の施設等の残余財産を総額10億円余りで買い受ける売買契約を締結した行為につき、

1 普通地方公共団体の長が当該普通地方公共団体を代表して行う契約締結行為であっても、長が相手方を代表又は代理することにより、私人間における双方代理行為等による契約と同様に、当該普通地方公共団体の利益が害されるおそれがある場合があるから、民法108条が類推適用されるが、長が同条に違反して双方代理行為をした場合には、議会は、同法116条の類推適用により上記双方代理行為を承認することができるとし、

2 同売買契約を締結した市長等に裁量権の逸脱、濫用があるか否かについては、博覧会の準備及び開催運営に関する市と財団法人との関係の実質、財団法人が行った博覧会の準備及び開催運営の内容並びにこれに関して支出された費用の内訳を検討する必要があるとして、これを検討しないまま市長等に裁量権の逸脱があったとした原審の判断に違法があるとされた事例。

(57) 名古屋高判平成14年10月17日判タ1140号151頁 平成4年(ネ)326、554号弁護士報酬相当額請求各控訴事件、仮執行の原状回復及び損害賠償の申立て事件

1 地方自治法242条の2第7項の立法趣旨からすると、「勝訴した場合」とは公権的判断たる裁判所の勝訴判決に限定すべき理由はなく、4号訴訟の提起・追行によって、地方公共団体が実質的に勝訴判決を得た場合と同視できる当該財務会計行為により生じた損害の補填という経済的利益を受けた場合を含むと解するのが相当である。

2 本件訴訟についてみると、原告の一部勝訴の一審判決に至ったこと、被告らの控訴による二審において名古屋市が当該費用弁償の支給決定を取消してその返還(一審判決で支払を命じられた遅延損害金を含む金額全額)を受けたこと、このため二審判決では名古屋市の被った損害が補填されたことを理由として一審判決を取り消して原告の請求を棄却したことという事情があるから、原告の請求棄却という二審判決の主文にかかわらず、名古屋市は実質的に勝訴判決を得た場合と同視できる当該財務会計行為により生じた損害の補填という経済的利益を受けたものというべきである。

(58) 広島高判平成16年3月3日 HP 平成14年(行コ)第6号 更正処分等取消請求控訴事件

1 外国会社を売り主とする取引に際し、売り主の機械購入等の費用にあてる為にされた支出が売買代金として損金算入可能なものか、あるいは租税特別措置法61条の4の交際費等に該当するものが争点となった事案である。

2 売買契約書その他の書面に、各金員が売買代金を意味するとの記載はなく、他方、各金員が代理店手数料名目で支払われていることやその管理方法から見て、各金員を売買代金と認定することはできない。

3 傍論の位置づけと思われるが、法条の文言からすれば、交際費該当性の判断に際して、迎合或いは取引を円滑に進めるといった目的や、支出に際しての裁量の存在は、何れも要件ではないと解されるとの判断が示されている(事実認定としては、取引を円滑化し、独占的に取引することを意図した支出と認定され、交際費該当性が肯定されている)。

(59) 東京高判平成16年5月27日 HP 平成14年(行コ)第44号 審査決定取消請求事件

1 地方税法における固定資産税の課税基準となる不動産の登録価格は、賦課期日における適正な時価を超えてはならないという規範(第1の規範)と、固定資産評価基準によって決定される価格を超えてはならないという規範(第2の規範)をいずれも充足するものでなければならず、いずれかの規範に違反した評価は違法となる。

2 大都市近郊の市街化区域農地の価額が同一の位置にある宅地(厳密には未造成であり、宅地として利用するには土盛り及び整地をしなければならない宅地)の価額を上回ることとなるような評価は、特段の事情がない限り、市街化区域農地につき宅地に比準してその価額を求めることとしている固定資産評価基準に従ったものとはいえず、違法である。

3 所有者を同一にする土地(別件土地)を通じて街路に接することとなる無道路地についても、これが別件土地とは異なる画地として評価すべきものである場合には、通路開設補正率が適用されるべきである。

4 固定資産評価審査委員会の審査決定の取消訴訟において、審査決定による価格が適正な時価ないし評価基準に従って算定される価格を超える場合には、審査決定は、その超える限度において違法とし、その超える部分を取り消すことができる。

(60) 福岡高判平成16年5月27日 HP 平成15年(行コ)第11号、同第23号 臼杵市中国訪問旅費返還等請求控訴・同附帯控訴事件

1 地方公共団体の長の出張目的や出張先、出張内容等の決定については、原則的に長の合理的な裁量に委ねられていると解すべきであり、長の行う出張についての必要性や出張内容の相当性等についての長の判断は、出張の目的、動機、態様等に照らし、これが著しく妥当性を欠き、裁量権を逸脱又は濫用したと判断される場合に限り違法となると解すべきである。

2 随行人の人数や人選は、長の裁量事項である。

3 出張の主目的や出張計画立案の経緯等に鑑みれば、出張日程の一部に公的機関への訪問等が全く含まれないその限りで一般の観光旅行と異なる日程が組まれていたからと言って、直ちに当該出張の公的意義が失われることはない。

(61) 東京地判平成16年3月24日判時1852号3頁 平成13年(行ウ)第183号・障害基礎年金不支給決定取消等請求事件

昭和60年改正後の国民年金法は、[1] 20歳未満のうちの障害又は疾病によって障害を負った者(20歳未満障害者)に対しては、障害基礎年金を支給することとしながら、20歳になった後の障害又は疾病によって障害又は疾病によって障害を負った学生に対しては何らの救済措置も講じなかった点、及び、[2] 同改正前に障害を負い、障害福祉年金の支給を受けていた20歳未満障害者に対しても、障害基礎年金を支給することとしながら、同改正前に障害を負いながら障害福祉年金の支給を受けられなかったいわゆる学生無年金者に対しては何らの救済措置も講じなかった点において、憲法14条に違反するとともに、このような格差是正のために何らの是正措置をも講じなかったことは、国家賠償法上違法な立法不作為に当たるとして、国家賠償請求が一部認容された事例。

【刑事法】

(62) 最二決平成15年11月4日判タ 1 1 4 3 号 2 6 7 頁、平成12年(あ)第1345号 覚せい剤取締法違反被告事件

判例速報31号48番にて紹介済み

>

(63) 最二判平成15年11月21日判タ1140号92頁 平成15年(あ)93号自動車の保管場所の確保等に関する法律違反被告事件

→法務速報32号24番にて紹介済(最高裁HP)

>

(64) 最二決平成15年12月9日判タ 1 1 4 3 号 2 6 4 頁 平成13年(あ)第899号 詐欺被告事件
判例速報32号27番にて紹介済み

>

(65) 最二決平成16年2月16日判時1856号160頁 平成13年(あ)第456号・道路交通法違反被告事件

科刑意見どおりに発布された略式命令について、発布直後に被告人に累犯前科を含めて無免許運転を内容とする前科が多数あることが判明した場合において、検察官が適正な科刑を実現するために正式裁判を請求したことは、適法というべきである

(66) 最二決平成16年2月17日(判例時報1854号158頁・平成15年(あ)第716号・傷害致死、建造物侵入、強盗、強盗未遂、道路交通法違反被告事件)

→法務速報35号38番で紹介済み。

(67) 最一決平成16年3月22日判時1856号158頁・平成15年(あ)第1625号・殺人、詐欺被告事件、法務速報36号27番で紹介済

1 被害者にクロロホルムを吸引させて失神させて自動車ごと海中に転落させて、でき死させようとした場合について、第一行為は第二行為を確実かつ容易に行うために必要不可欠なものであったといえること、第一行為に成功した場合、それ以降の殺害行為を遂行する上で障害となるような特段の事情が存しなかったと認められること、第一行為と第二行為との間の時間的場所的接性などに照らすと、第一行為は第二行為に密接な行為であり、実行犯3名が第一行為を開始した時点で既に殺人に至る客観的な危険性が明らかに認められるから、その時点において殺人罪の実行の着手があったものと解するのが相当である。

2 実行犯3名は一連の殺人行為に着手して、その目的を遂げたのであるから、たとえ実行犯3名の認識とは異なり、第二行為の前の時点で被害者が第一行為により死亡していたとしても、殺人の故意に欠けるとはならず、実行犯3名については殺人既遂の共同正犯が成立するものと認められる。

(68) 最一判平成16年3月25日判時1856号150頁 平成13年(オ)第734号・同(受)第723号・保険金請求、債務不存在確認請求本訴、同反訴事件

法務速報36号12番で紹介済

→

(69) 最一決平成16年7月12日 最高HP平成15年(あ)第1815号 大麻取締法違反、出入国管理及び難民認定法違反被告事件

おとり捜査は、捜査機関又はその依頼を受けた捜査協力者が、その身分や意図を相手方に秘して犯罪を実行するように働き掛け、相手方がこれに応じて犯罪の実行に出たところで現行犯逮捕等により検挙するものであるが、少なくとも、直接の被害者がいない薬物犯罪等の捜査において、通常の捜査方法のみでは当該犯罪の摘発が困難である場合に、機会があれば犯罪を行う意思があると疑われる者を対象におとり捜査を行うことは、刑訴法197条1項に基づく任意捜査として許容される。

(70) 仙台高判平成14年10月22日判タ1140号277頁 平成10年(ワ)19219号

被告人は、殺害に着手する前に、被害者が差し出した20万円を自分のジャンパーのポケットに入れて、その後殺害を行っているが、当該20万円を被害者が差し出したのは、被告人の意思(被害者を殺害して被害者の所持する全金員を奪う意思)を知らずに、依然正当に借りるものと誤信していたからであり、被害者が被告人の内心の意思を知ったならば、たちまちその返還を求めたであろうから、上記ポケットに入れた20万円の占有は確実なものとは言えず、不確実な占有状態にある20万円を完全に確保するための手段として殺害が行われたと認めることができるので、いわゆる1項強盗による強盗殺人罪の成立を肯定できる。

(71) 広島高判平成16年3月22日 HP 平成15年(う)第18号 殺人未遂、銃砲刀剣類等取締法違反被告事件

1 殺人未遂事件について過剰防衛の成立を認定し、これを否定した原判決を破棄した上、懲役5年6月とした原判決に代え、懲役4年を言い渡した事例。

2 被告人が、被害者に背後からホーロー鍋で後頭部を一撃されたため振り向きざま所携の牛刀(刃体約18.2cm)で被害者の下腹部を1回刺した事案であるが、被告人の殺意を認定しながら、同時に防衛の意思の併存を指摘し、ただ、被害者による行為には生命に対する侵害の危険性まではなかった等として、過剰防衛の成立のみを認めた。

なお、原審と控訴審とは、被害者の一撃に始まる一連の推移について、両名の位置関係や体勢の認定が分かれている。

(72) 広島高判平成16年3月23日 HP 平成15年(う)第206号 強姦致傷(予備的訴因わいせつ目的略取未遂、傷害)

1 強姦致傷の成立を否定して、予備的訴因であるわいせつ目的略取未遂及び傷害の成立を認めた上、懲役2年の実刑とした原判決に代え、懲役1年6月を言い渡し、且つ3年の執行猶予を付した事例。

2 被告人が強固な強姦の意思を有していたことが認定できるが、被告人は単独で凶器も所持せず、また、暴行脅迫の場所・時間帯からは人の出入りが予想され現に人の出入りがあったことなどに鑑みると、姦淫可能な場所への移動など、姦淫を実現するまでには客観的に困難な事情が多々あったというべきで、本件暴行脅迫は強姦の客観的危険性を具備しておらず、その準備段階にあったというべきであるから、実行の着手に欠ける。

(73) 東京高決平成16年3月29日判時1854号35頁 平成16年(て)第20号・逃亡犯罪人引渡審査請求事件(遺伝子スパイ事件決定)

日米間の「犯罪人引渡しに関する条約」(以下「条約」という)及び「逃亡犯罪人引渡法」(以下「法」という)に基づく、米国から日本に対する犯罪人引渡請求(経済スパイ罪等に該当するというもの)を受けた東京高検からの引渡審査請求に対する東京高裁の決定であるが、請求国(本件では米国)の法令に基づく引渡犯罪の嫌疑が認められなければ、条約3条及び法2条6号が引渡の要件として要求する犯罪の嫌疑は認められないとし、かつその犯罪の嫌疑につき、犯罪を行ったと疑うに足りる相当な理由があることを証明する十分な証拠がある場合に該当しないとして、法10条1項2号により逃亡犯罪人を引き渡すことができない場合に該当するとされた事例。

(74) 広島高判平成16年4月23日 HP 平成12年(う)第20号 有印私文書偽造、同行使、詐欺、強盗殺人被告事件

1 強盗殺人により無期懲役に処せられた被告人が、その仮出獄中に再度強盗殺人に及んだ事案であるが、原判決及び差戻前控訴審判決がともに無期懲役を選択したのに対し、検察官控訴を受けた最高裁判所が量刑不当の理由により破棄差戻とし、差戻後控訴審である本件で死刑が言い渡された事例。

2 判示内容は多岐にわたるが、差戻後控訴審において実施された、被告人の内省を表面的とし一般社会での逸脱行動を押さえることはできない等と結論づける情状鑑定の信用性が肯定されている点、被告人の反省や努力を示す態度の過大評価に慎重な態度が示されている点等が指摘できる。

3 被告人が臓器提供意思を示していることから、臓器損傷を伴う現行の絞首刑は憲法13条違反であるとする弁護人の主張について、基本的人権の合理的制約であるとの判断が示されている。

(75) 広島高判平成16年5月27日 HP 平成15年(う)第30号 暴力行為等処罰に関する法律違反、脅迫、殺人、詐欺未遂、現住建造物等放火被告事件

1 いわゆる保険金目的の殺人事件等であるが、原判決の無期懲役判決について、検察官及び被告人の双方からの量刑不当の主張を何れも排斥した事例。

2 本件は、高額な保険金を詐取するためことさら会社を設立して被害者を雇い入れて保険金をかけるなど計画性が高く極めて悪質な事例であるが、保険金目的の殺人事件で被害者が一人の場合、死刑判決が言い渡された例は一件しかなく、その事件(最高裁判所平成元年3月28日判決)と比較して本件は同等の刑事責任を問えるものとはいえない等と、検察官の死刑の主張に一定の理解を示しながらも慎重な検討を加えている。

(76) 福岡地判平成15年6月24日判タ1143号192頁 平成15年(わ)第189号 覚せい剤取締法違反(変更後の訴因 覚せい剤取締法違反、関税法違反)被告事件

被告人が営利目的で約8キログラムの覚せい剤を輸入したという事案において、被告人が第2回公判期日の被告人質問までの間、取り分けた分の覚せい剤についての営利目的を否定していたところ、第2回公判期日と第3回公判期日の間に被告人の検察官調書(取り分けた分の覚せい剤についても営利目的を認める内容を含んだもの)が作成され、当該調書の証拠能力が問題となったが、憲法37条1項3項の精神、刑事訴訟法の当事者主義・公判中心主義の観点から排除決定がなされた。

【社会法】

(77) 最二判平成16年7月12日 最高HP平成15年(行ヒ)第109号 不当労働行為棄却等命令取消請求事件 労働委員会による不当労働行為救済制度は、労働者の団結権及び団体行動権の保護を目的とし、これらの権利を侵害する使用者の一定の行為を不当労働行為として禁止した労働組合法7条の規定の実効性を担保するために設けられたものであるから、使用者が同条3号の不当労働行為を行ったことを理由として救済申立てをするについては、当該労働組合のほか、その組合員も申立て適格を有する。

(78) 最一判平成15年12月22日判決(判タ1143号108頁、平成13年(行ヒ)第96号 各不当労働行為救済命令取消請求事件、平成15年(行ヒ)第16号 労働委員会救済命令取消請求事件) 法務速報33号38、39番にて紹介済み

>
>

2. 7月の成立法令一覧

・成立法令はありません

3. 7月の主な発刊書籍一覧 (私法部門)

著者 出版社 頁数 定価
書籍名

・梶村太一・深澤利一・石田賢一郎編 青林書院 772頁 7140円
割賦販売法[全訂版]

・武井一浩・太田 洋・中山健太郎編著 商事法務 278頁 3570円
企業買収防衛戦略

・川越憲治編著 商事法務 359頁 3360円
下請取引の法務

・三木義一・山下真弘編著 税務経理協会 384頁 2835円
税法と会社法の連携[増補改訂版]

・射手矢好雄・遠藤 誠・張 和伏 商事法務 497頁 6930円
中国ビジネスの紛争対応システム

・三省堂編集所編 三省堂 256頁 1260円
新しい破産法全条文

・相澤 哲・濱 克彦・郡谷大輔ほか編 商事法務 836頁 5880円
別冊商事法務 No. 273 会社法制の現代化に関する要綱試案に対する各界意見の分析

・若林敬明監 年金総合研究センター編 商事法務 168頁 3045円
別冊商事法務 No. 274 機関投資家の株主議決権行使とコーポレート・ガバナンス

・鳥飼重和・大野木孝之監 税務経理協会 352頁 3390円
実践企業組織改革 1 合併・分割〔3訂版〕

・鳥飼重和・大野木孝之監 税務経理協会 356頁 4410円
実践企業組織改革 2 株式交換移転・営業譲渡〔改訂版〕

・鳥飼重和・大野木孝之監 税務経理協会 248頁 3150円
実践企業組織改革 3 増資・減資・自己株式・新株予約権

・内藤良祐・藤原祥二編著 商事法務 360頁 3990円
ストック・オプションの実務〔全訂版〕

・江木 衷復評 新井正三郎 信山社出版 432頁 29400円
日本立法資料全集別巻 302 日本民事訴訟法〔明治23年〕判例論評 上巻

・江木 衷復評 新井正三郎 信山社出版 400頁 29400円
日本立法資料全集別巻 303 日本民事訴訟法〔明治23年〕判例論評 中巻

・平野裕之 信山社出版 336頁 3360円
保証人保護の判例総合解説

4. 7月の主な発刊書籍一覧 (公法・その他部門) ★は後記に解説あり

著者 出版社 頁数 定価
書籍名

・石井妙子・山下真弘編 青林書院 422頁 3885円
新・青林法律相談 7 セクハラ・DVの法律相談

・小谷悦司・小松陽一郎編 青林書院 608頁 5460円
新・青林法律相談 9 意匠・デザインの法律相談 . . . ★

・西 修 成文堂 422頁 6300円
日本国憲法成立過程の研究

・波田野二三彦 信山社出版 240頁 2940円
リーガルカウンセリング

・町野 朔・丸山雅夫・山本輝之編 信山社出版 160頁 2940円
ロースクール刑法総論

・全 理其 嵯峨野書院 288頁 3675円
営業秘密の刑事法的保護

・阿部泰隆 信山社出版 168頁 1680円
行政書士の未来像

・川田 剛 税務経理協会 440頁 4935円
新日米租税条約を読む

・第二東京弁護士会知的財産権法研究会編 商事法務 353頁 2940円
特許実務の最先端

・尾崎英男・江藤聰明編 三省堂 304頁 2730円
平成特許法改正ハンドブック

・田中紘三 商事法務 453頁 4830円
弁護士の役割と倫理 . . . ★

5. 発刊書籍<解説>

・新・青林法律相談 9 意匠・デザインの法律相談
知的財産関係の「法律相談」的著書では類書の中でも解り易く、また平易に過ぎる事もない良書。特に本書では、想定的事例に関する適用条文の引用と実務に即した解釈が多く掲載されており、知的財産

権に携わる実務家にとってたいへん有用である。また、書式の掲載も具体的であり、企業や個人が権利申請をする際にも役立つ。巻末の章に欧米および中国における意匠法制の比較等が論じられているが、今後さらに本分野に関する国際競争・摩擦等が増えることが予想されるので、さらに増補して欲しい記事となっている。

・弁護士の役割と倫理

ロースクールの講義用著書であるが、現役の実務家にとっても参考とすべき一冊。弁護士の日常業務から裁判に至るまでの過程における倫理的行動規範を主に西洋古典哲学の思想を引用しながら当分野に造詣が深いと思われる著者の見解で述べている。法曹人口の増加にともない、社会的役割が多様化・細分化される次世代の実務家にとって根幹となる倫理規範を持つことは必須であり、西洋哲学を実務に照らして学ぶことはその一助となると言える。

(C) Copyright (財)日弁連法務研究財団
掲載記事の無断転載を禁じます。
